

登別市まちづくり基本条例（素案）

章名	条 項	解 説
第4章 連携と協力	（コミュニティ） 第10条 私たち市民は、暮らしやすい地域社会を築くために、居住地、関心又は目的を共にすることで形成されるつながり、組織等（以下「コミュニティ」という。）をそれぞれの自由意思に基づいて形成することができる。 2 私たち市民は、地域社会の担い手であるコミュニティの役割を尊重するとともに、守り育てるよう努めるものとする。 3 市は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重しながら、コミュニティに関わる施策を推進し、必要に応じて支援することができる。	【解説】 この条項は、市民が町内会、ボランティア組織、NPOなどのコミュニティを主体的に組織することができることと定めているものです。 また、市民は、そのコミュニティを守り育てるとともに、市は、必要に応じ支援できることを定めているものです。
	（市外の人々との連携） 第11条 私たち市民は、社会、経済、観光、文化、学術、芸術、スポーツ、環境等に関する取組を通じて、市外の人々と連携・協力するとともに、市外の人々の意見や提言をまちづくりに活用するように努めなければならない。	【解説】 この条項は、市民が様々な分野での主体的な取組を通じて、観光客をはじめ、市外の人々と連携・協力し、そこから生まれる意見や提言をまちづくりに有効活用していくことを定めているものです。
	（国及び関係する自治体等との連携） 第12条 市は、まちづくりを進めるにあたり、国及び関係する自治体等との連携・協力を努めなければならない。	【解説】 この条項は、行政区域を越えた課題の解決等を図るため、国や関係する自治体等との連携・協力を努めなければならないことを定めているものです。
	（国及び道への意見・提案） 第13条 市は、国及び道と対等・協力の関係にあることを踏まえて、自らの公共課題の解決を図るとともに、登別市の自主的、自立的発展のために、国及び道に対して政策及び制度の改善等に関する意見・提案を積極的に行うものとする。	【解説】 この条項は、国及び道との公共課題の解決を図るとともに、市の自主的、自立的発展のため、国及び道に意見・提案を積極的に行うことを定めているものです。
	（国際交流活動） 第14条 市民、市及び議会は、国際社会における自治体の責任と役割を深く認識し、まちづくりにおける国際的な交流・連携に努めるものとする。	【解説】 この条項は、市民、市及び議会は、平和、人権、環境及びエネルギー等の地球規模の諸問題について、国際社会における自治体としての責任と役割を深く認識し、まちづくりにおける国際的な交流及び連携に努めることを定めているものです。
第5章 行政の政策活動	（総合計画） 第15条 市は、市の将来のあるべき姿を明らかにする基本構想及び基本構想を実現するための基本計画（以下「総合計画」という。）を広く市民の参画のもとに策定しなければならない。 2 基本計画を具体的に実施するにあたり、実施計画を策定しなければならない。 3 実施計画は、行政評価や財政状況を踏まえて策定しなければならない。 4 実施計画において実施する政策は、一覧表で表示するとともに、市民にわかりやすく公表しなければならない。 5 総合計画以外に特定の政策分野における基本的な方向を明らかにする個別計画等を策定する場合は、総合計画との整合性を図るものとする。	【解説】 この条項は、まちづくりを進めていくための指針である総合計画の策定にあたって、市民参画で行わなければならないことを定めています。 また、基本計画を具体的に実施するため、社会経済情勢等を捉え、時代のニーズに的確に対応する実施計画の策定についての方針を定めるとともに、総合計画が市の計画として最上位であることを定めているものです。
	（財政運営等） 第16条 市は、財政運営にあたって、常に健全財政を旨とし、最小の経費で最大の効果をあげるように努めなければならない。 2 市の予算は、財政状況を勘案し、市民の意向を踏まえて編成しなければならない。 3 市は、毎年、収支や財産、負債などを含む、財政状況を公表しなければならない。 4 市は、市民負担のあり方や市有財産の活用等の検討とともに、市の自立的な財政基盤の強化に努めなければならない。	【解説】 この条項は、市の財政運営にあたって、市税等の貴重な財源を効果的に活用するよう努めなければならないことを定めています。 また、併せて、市民の意向を踏まえた予算編成、財政状況の公表、財政基盤の強化について定めているものです。
	（行政評価） 第17条 市は、行財政運営を効果的、効率的に行うとともに、透明性を高め、説明責任を果たすため、市民参画による行政評価を実施しなければならない。 2 市は、行政評価について、できる限り客観的な手法を用いて実施することとし、その結果を公表するとともに、まちづくりに反映させるものとする。	【解説】 この条項は、行財政運営における行政評価の必要性を示すとともに、行政評価の手法等について定めているものです。
第6章 行政組織と職員	（行政組織の編成） 第18条 行政組織は、市民にわかりやすいものであると同時に、社会経済情勢等の変化に的確に対応できるよう編成しなければならない。 2 市は、職員定数の適正化計画を定め、効果的、効率的な行政運営に努めなければならない。	【解説】 この条項は、行政組織について、市民にわかりやすく、社会経済情勢等の変化に対応したものとするため、常に見直しをしていかななければならないことを定めているものです。
	（危機管理） 第19条 市は、災害等から市民の生命、身体及び財産を守るために、市民、関係機関との連携・協力及び相互支援による危機管理体制の構築に努めなければならない。	【解説】 この条項は、危機管理の方針として、災害等から市民の生命や財産を守るため、不断に市民、関係機関との連携・協力等による危機管理体制を構築することを定めているものです。
	（職員） 第20条 市は、時代の変化により生じる政策課題を解決するため、職員の政策形成能力の育成・向上を図る研修の充実に努めなければならない。 2 市は、職員が市民とともにまちづくりに参画する環境の整備に努めなければならない。	【解説】 この条項は、市が時代の変化に対応できる職員を育成するため、政策形成能力等の研修を充実させることを定めています。 また、職員は同時に一市民であり、市民相互の連携を図り、主体的にまちづくりを進める使命があることから、市は職員が容易にまちづくりに参画できる環境の整備に努めることを定めているものです。
	（出資団体等） 第21条 市は、出資や補助、事務事業の委託または職員を派遣している団体に対し、必要に応じて、当該団体の運営体制等に関する情報の開示を求めることができる。 2 前項の場合において、当該団体は市に協力しなければならない。	【解説】 この条項は、市が出資等をしている団体に対して、必要に応じて当該団体の運営体制、事業展開、経営状況等に関する情報の開示を求めることができることを定めています。 また、当該団体はその情報の提供に協力しなければならないことを定めているものです。